

「埼玉県の教育・保育の質を高める」研修



2025度

埼玉県保育協議会・保育士会

2025. 6. 20

増田まゆみ (湘南ケアアンドエデュケーション研究所・元東京家政大学, 大学院教授)

I 報告書より

はじめに



我が国の出生数は減少が続き、厚生労働省の発表によると、2024 年は 72 万 988 人であり、前年の 2023 年の 75 万 8631 人から 3 万余人減少し、統計を取り始めた 1899 年以来過去最少となりました。

さて、埼玉県 の 2024 年の出生数は、4 万 2108 人であり前年の 2023 年と比べ 1343 人減少しています。

また、[埼玉県こども・若者計画案 第 1 章 総論]において、「2023 年の合計特殊出生率は、1.14(全国 41 位)と全国平均 1.20 を下回り、全国的な傾向と同じく本県においても少子化傾向が続いています。」と記載されています。

さらに、「埼玉県こども・若者計画案(計画期間:令和 7 年度～令和 11 年度)は、「こども基本法や埼玉県こども・若者基本条例等を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けた取組みの内容、目標等を明確にするために策定した」、と記載されています。

注目しておきたいのは、[第 2 章 施策の展開 9 「子育て」と「子育て」の支援]において、現状値、目標値、指標の説明等を明示していること、さらに、「質の高い幼児教育保育の充実」を提示していることです。少子化が進む中で、保育所等へのニーズは増え続け、多様化するニーズに応えることが求められているのです。

具体的な項目としては、「ア 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保 10 項目」、「イ 保育人材の確保 3 項目」、「ウ 保育環境の向上 6 項目」が示されています。物的環境や数の確保だけでなく、公開保育、保育士・保育教諭等職員の研修についても言及されています。

埼玉県において、残念ながら、2023 年、2024 年に不適切な保育の実態が明らかになり、園、行政等が二度と起きないように、さまざまな対応がなされました。

乳幼児期の保育は、生活と遊びによる総合的な営みであり、多様な経験が相互に影響し合いながら子どもの育ちを形成していくことから、その評価は数値化など目に見える形で提示することの困難性を認識することが大切です。保育の質は、保育の質を構成する全ての要素が関わる多元的、かつ相対的なものです。2018 年施行の、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領いずれにも、重要な事項として提示され、その後、2023 年、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が策定されました。

2023年5月、「子ども子育て基本法（全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることが出来る社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法）」が施行されました。1年後の2024年7月、埼玉県保育協議会が、「埼玉県のより良い教育・保育環境を創る検討委員会」を設置し、検討を重ね、本報告書作成したことの意義は大きいといえます。

埼玉県の就学前の教育・保育の場での実践者、管理者等全ての人が、本報告を読み、学び合っていただき、それぞれの保育施設において質の高い保育を創造していくことに活かしていただきたいと思います。

本報告書の最初に、就学前の教育・保育を実践していく上で、基本となる、また、誰もが理解しておくことが求められる「子どもの権利条約」「児童憲章」「児童福祉法」「全国保育士会倫理綱領」を記載してあります。

2025年3月

検討委員会委員長 増田まゆみ



Ⅱ 学びの前に今の私を知る

- 2025年度の4月から今日までの私の保育を振り返り、保育の質の向上につながる取り組み等具体的に書いてみよう

- 2025年度の4月から今日までの仲間の保育を振り返り、保育の質の向上につながる取り組み等具体的に書いてみよう

Ⅲ 基本的 理解

子どもの権利条約 4つの柱

◎生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

◎守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

◎育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

◎参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

「子どもの権利条約(児童に関する権利条約)」とは

保育の現場でも大切にされるべき、4つの「子どもの権利」のことです。
1989年に国際連合で採択され、日本は1994年に批准しました。

「保育の現場」において大切にされる、4つの「子どもの権利」

1. 生きる権利

- 健康で安全に、命を守られながら生活する権利

例：子どもたちが安全に過ごせるように保育室や園庭等の環境を整える

2. 守られる権利

- いじめや虐待から守られ、安心して過ごせる権利

例：子どもの気持ちに寄り添い、一人ひとりを尊重した対応する

3. 育つ権利

- 愛情を受けて、遊び、学び、そして育つ権利

例：子ども一人ひとりの興味関心を受け止め、遊びや学びにつなげる

4. 参加する権利

- 子どもの考えや気持ちを受け止め、それが尊重される権利

例：「今日は何して遊びたい？」と子どもの気持ちを聴いて受けとめる

児童憲章

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

「児童憲章」とは

「児童憲章」は、1951年に日本で制定された、すべての子どもが幸せに生きる権利を持っていることを示した約束ごとです。この憲章は、子どもが人として大切にされ、健やかに成長できるように、社会全体が子どもを守る責任があると強く訴えています。

「児童憲章」は、保育士だけでなく、園に関わるすべての職員が「子どもの幸せを守るために何かできるか」を考え続けていくための、園を子ども達にとって安全で楽しく、人生の土台作りをしていくためにふさわしい居場所にしていくための指針でもあります。

「児童憲章」の3つの大切なメッセージ

1. すべての子どもは人として尊ばれる

子どもは大人と同じように、ひとりの人間として尊重される存在です。

保育の現場では、どの子どもにも平等に愛情と配慮をもって接することが求められます。

2. すべての子どもは、良い環境の中で育てられる

子どもは、安全で安心できる環境で、健やかに成長する権利があります。

保育に関わるすべての職員（施設長・保育士・保育教諭・看護師・栄養士・調理師・事務員・保育支援員・用務員等）が、子どもたちが快適に過ごせる環境づくりに関わっています。

3. すべての大人は、子どもの幸せを守る責任がある

大人は、子どもの意見を尊重し、「子どもの最善の利益」を考えなければなりません。

園全体として「子どもの最善の利益」の考え方で、日々の行動を見直していくことが大切です。

児童福祉法

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(平二八法六三・全改)

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

「児童福祉法」とは

「児童福祉法」は、1947年に制定された日本の法律で、すべての子どもが健やかに成長し、幸せに生きる権利を守るための法律です。この法律は、子どもたちが安全で安心して生活できるように、社会全体が責任を持って子どもを支えることを求めています。

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育士会 (2003年2月26日 採択)

全国保育協議会 (2003年3月4日 採択)

「全国保育士会倫理綱領」は一人ひとりの保育士等の行動規範を明らかにしたものであり、専門職集団として社会に果たすべき役割を示すものです。

1.子どもの最善の利益を尊重する保育



○常に意識できるよう、子どもの権利条約（P2）、児童憲章（P3）、児童福祉法（P5）、全国保育士会倫理綱領（P6）を記載してあります。

「子どもにとって最も良いことは何か」を考慮し認識していくことが重要です。

○子どもの権利条約（P2）は 1994 年に批准され、全国保育士会倫理綱領（P6）は 2005 年に策定されました。改めて園全体として学ぶ機会を作りましょう。

○「人権擁護のためのセルフチェックリスト(全国保育士会)」を活用し、子ども家庭福祉の情報を常にキャッチアップして実践できるようにしましょう。不適切保育について考える時間を設けることが必要です。

（参考資料）『保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～』

（平成29年3月 全国保育士会）

○「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を参照し、虐待や不適切保育の基本的な考え方や発生時の対応などを理解しましょう

（参考資料）保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）

○子どもの最善の利益を尊重する保育を行うには、職員が心にゆとりを持てる体制作りや教育・保育環境を整えましょう。

○自園の保育方針、保育体制、保育方法などを常に確認し続け、定期的に保育の見直しを行い状況に応じて、ブラッシュアップ出来る体制にしておくことが必要です。

3. 子どもの主体性を尊重した教育・保育



○保育所保育指針[※解説は別添1(P13)]、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの主体性を尊重した教育・保育を行いましょう。

○子どもが自ら興味・関心をもつ活動に取り組む環境(時間や空間等)を設けましょう。
子どもたちが主体的に遊び・学べる環境を整えましょう。

○子どもとの対話を通じて子どもの気持ちを理解し、子どもの声を引き出しましょう。

○子どものペースや個性を尊重し、過度な指示を避けましょう。
必要に応じて、援助しながら子どもの主体性を引き出す保育を行いましょう。

○保育者・保護者の主体性を尊重した関わり



○保育者や保護者は、子どもにとって安心できる存在として寄り添い、子ども自ら表現し、行動できる環境をつくりましょう。

○保育者や保護者は互いの考えや価値観を尊重し、主体者として認め合い、感謝の気持ちを忘れずに良好な関係を築きましょう。

○保育者は、保護者との日々の話し合いを大切にし、定期的な懇談会などを通じて子どもの育ちについて共有しあいましょう。

○保護者からの相談の際には、話を聞いて欲しいのか、サポートをして欲しいのか、支援機関などに繋いでほしいのかを見極めることが重要です。そのために、挨拶をするなどの基本的なコミュニケーションから、関係作りをはじめましょう。

○保育者として大切にすべきこと

（保育者個人）

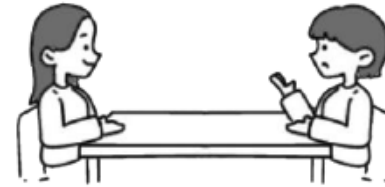
○心身ともに健康管理をしましょう。

○保育に関する新しい情報や技術等、研修を通して積極的に取り入れ、自己研鑽に努めましょう。

○主体性保育を行うためには、保育者が主体的に活動し保育を展開していくことが必要です。

○業務中でのノンコンタクトタイムを活用しましょう。

○自分の保育に向き合い、振り返りをしましょう。



（保育者相互）

○保育の基本である保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づいた園の理念・方針・目標を理解し、保育者相互で協働して保育環境の改善に努めましょう。

○保育者間で定期的なミーティングを行い、率直に意見を出し合える職場環境を整えましょう。

○保育者同士が自分の得意分野を活かし合い、主体的に役割分担を行える環境をつくりましょう。

○多様な視点で子どもたちの活動を見守り、保育者間で意見を出し合える環境をつくりましょう。

（園内組織）

- 組織を構成している職員一人ひとりが主体的に考え、正しい判断を身につけて行動できる環境を作りましょう。
- 職員（施設長・保育士・保育教諭・看護師・栄養士・調理師・事務員・保育支援員・用務員等）間で実践例の検討や研修の学びを共有し、互いに成長を支える環境を整えましょう。
- 経験豊かな保育者など誰もがリーダーシップを発揮できる組織作りをしましょう。
- 常に新しい風を園内に取り込む為にも、職員（パート職員等も含む）の異動も含めた人事の工夫も必要です。
- 社会情勢を踏まえ ICT の導入なども今後必要となります。
業務省力化の観点からも全ての職員が ICT 機器等を扱えるようにしていきましょう。
- 別添 2（P14）の委員会（保育指導内容検討委員会）のような法人内部組織を検討しましょう。

解説～保育所保育指針の変遷(第三次改定まで)



おわりに

埼玉県保育協議会といたしましても、この報告書を通して研修等を開催し、園内で大切にしていだきたい事を共通認識して、県内全ての園が質の高い保育の提供を行い、子どもたちも、保育者も、保護者の皆様や地域の皆様も保育施設が源となり、笑顔あふれる環境の創設を行っていただけることを願っております。

埼玉県保育協議会会長 喜多濃定人

あなた「一人の力で」ではなく、この報告書を一人ひとりが手に取って、保育に関わる全職員(保育士、保育教諭、保育補助員、看護師、栄養士、調理師、調理員、事務員、用務員、通園バス運転手等)でゆっくりと時間をかけて自園の保育を見直す機会を作っていただければ大変うれしいです。そして、すべての園の日々の子ども達の生活が「園のすべての職員の笑顔」と「子どもも大人も楽しい!」と思える毎日となりますことを願っています。

埼玉県保育士会会長 若 盛 清 美



成育局

全てのこどもの健やかで安全・安心な成長を促進

保育所や認定こども園などの教育・保育給付の充実、はじめの100か月の育ちビジョンの推進、放課後児童クラブなどによるこどもの居場所づくりの推進、産前・産後から子育て期にかけての母子への支援、事故や犯罪等からこどもたちを守る対策など、家庭や社会におけるこどもの成育を後押しするための取組を多角的に切れ目なく実施することで、全てのこどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の実現を目指します。

保育政策 「今」を支え「未来」を育てる



保育所や認定こども園に係る施策の企画立案・総合調整を行っており、待機児童対策や人口減少地域における保育機能の確保のための支援、保育士等の処遇改善や配置改善などに取り組んでいます。

保育所は、こどもを預けるだけの施設ではなく、保育士や他のこどもたちとの交流を通して、こどもが社会での生き方を学ぶ場でもあります。また、社会の支え手である保護者は、こどもを保育所に預けることで、仕事を継続することができます。こどもが

安全に保育を受け、保護者が安心して預けられるよう、保育の質を確保するための施策を考えるのも、役割の一つです。

令和7年度から制度化された「こども誰でも通園制度」により、地域における保育所等の役割はますます大きくなっていきます。今後は多様な働き方やライフスタイルに合わせた形での支援として、全てのこどもが保育所等を利用でき、すくすく成長していけるような取組を推進していきます。

保育の内容の質や幼児期までの 全てのこどもの育ちの保障



施設類型にかかわらずこどもの育ちを保障するため、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等の策定を通じ、保育の質の充実を図っています。また、保育士の養成・試験に関することや研修等による資質の向上に取り組んでいます。

また、こどもの置かれた環境にかかわらず、全ての

こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障するために、社会全体の全ての人で共有したい考え方を示す「はじめの100か月の育ちビジョン」の理念や考え方を実現するための施策を推進しています。

これらの施策を通じて、保育の内容の質や幼児期までの全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいます。

こども未来戦略 加速化プラン

こども・子育て支援

2025年4月から さらに充実します

妊娠・出産、子育ての不安、ありませんか
妊娠した方への給付・伴走型相談支援が制度化されます

「伴走型相談支援」では、
妊娠前から寄り添い、面談を通じて、
出産・育児等の相談に応じ、多様な
ニーズに応じた支援につなぎます。

「妊婦のための支援給付」では、
面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に妊娠している
こどもの数×5万円
を支給します。



「こども誰でも通園制度」が
制度化。一部地域で始まりま

「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6カ月から
満3歳未満のこどもが
時間単位等で柔軟に利用できます。
(こども1人当たり10時間/月)
(25年度は希望自治体、26年度より全国実施。)
子育ての悩みも話してみませんか。



産後に安心して子育てができるように
産後ケア事業の提供をより計画的に広げていきます

産後は、出産や育児の疲れから体調が良くない場合や
授乳や育児のことで悩みを抱えやすい時期です。
そんな時には「産後ケア事業」を利用してみませんか。

産後1年以内の方であれば、
希望者全員が利用できるよう
環境を整備しています。



もっと安心してこどもを預けられる保育環境へ
児童数に対する保育士の配置を厚くします

25年度～
1歳児
6対1
➔5対1

24年度～
4・5歳児
30対1
➔25対1



保育士等のさらなる処遇改善を進めます。

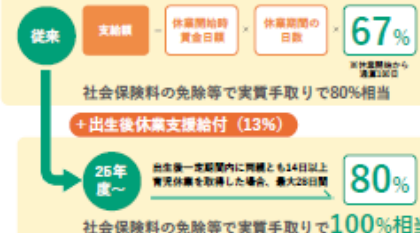


両親がともに育休を取った場合に
手取り10割相当を支給します

「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上育児休業を
取った場合、最大28日間、
手取りの10割相当を支給します。



育児休業給付



時短勤務時に賃金の10%を支給します

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、
時短勤務によって賃金が低下した場合、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

柔軟な働き方を実現します

「子の看護休暇」を見直し、対象となるこどもの年齢を
小学校就学前から小学校3年生修了時まで引き上げます。
また、感染症に伴う学級閉鎖等やこどもの行事(入園(入
学)式・卒園式)にも活用可能とします。

「所定外労働の制限(残業免除)」について、
請求できる期間をこどもが3歳になるまでから小学校就
学前まで引き上げます。



こども未来戦略 加速化プラン

こども・子育て支援

2025年4月から さらに充実します

こどもの生活支援を
さらに充実させます

こどもや若者が安全で安心できる居場所を見つ
けられるように、こども食堂や学び体験の場
などを増やし、
こどもに対する地域の支援体制を
強化します。



こどもの学習支援を
さらに充実させます

経済的困難に直面するひとり親家庭などの
こどもたちへ、
地域での学習をサポートする場を増やし、
大学等受験料や模擬試験受験料
を補助するなど、
学びへの支援をさらに充実させます。



障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して
共に育ち暮らすことができる地域社会づくりをさらに充実させます

習い事や塾、スポーツクラブ等の地域の様々な場における障害児の参加・包摂
(インクルージョン)を更に推進します。また、乳幼児健診等での「気づき」の段階から、
こどもの発達の特徴を踏まえた支援の充実・強化を更に進めます。
医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備を更に進めます。



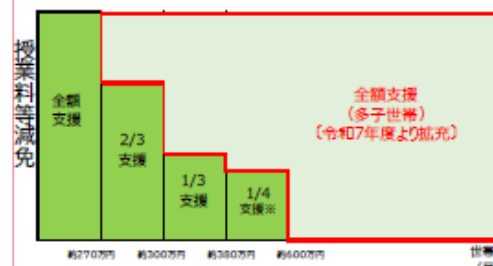
こども・若者のSOSを見逃さないように、
必要な支援につなげられるように

子育て世帯への訪問支援や食事提供、学生等への相談支援など、
多様なアウトリーチ支援を充実します。



こども3人以上の世帯の大学等にかかる教育費の更なる支援拡充が始まります

こどもを3人以上扶養している場合については、所得制限なく、国が定めた一定の額まで、大学等の
授業料・入学金を無償とします。(授業料70万円・入学金26万円) 私立大学の場合4年間で最大70万円×4年+26万円を支援



支援対象 一扶養する子供が3人以上かつ大学等に通っている場合

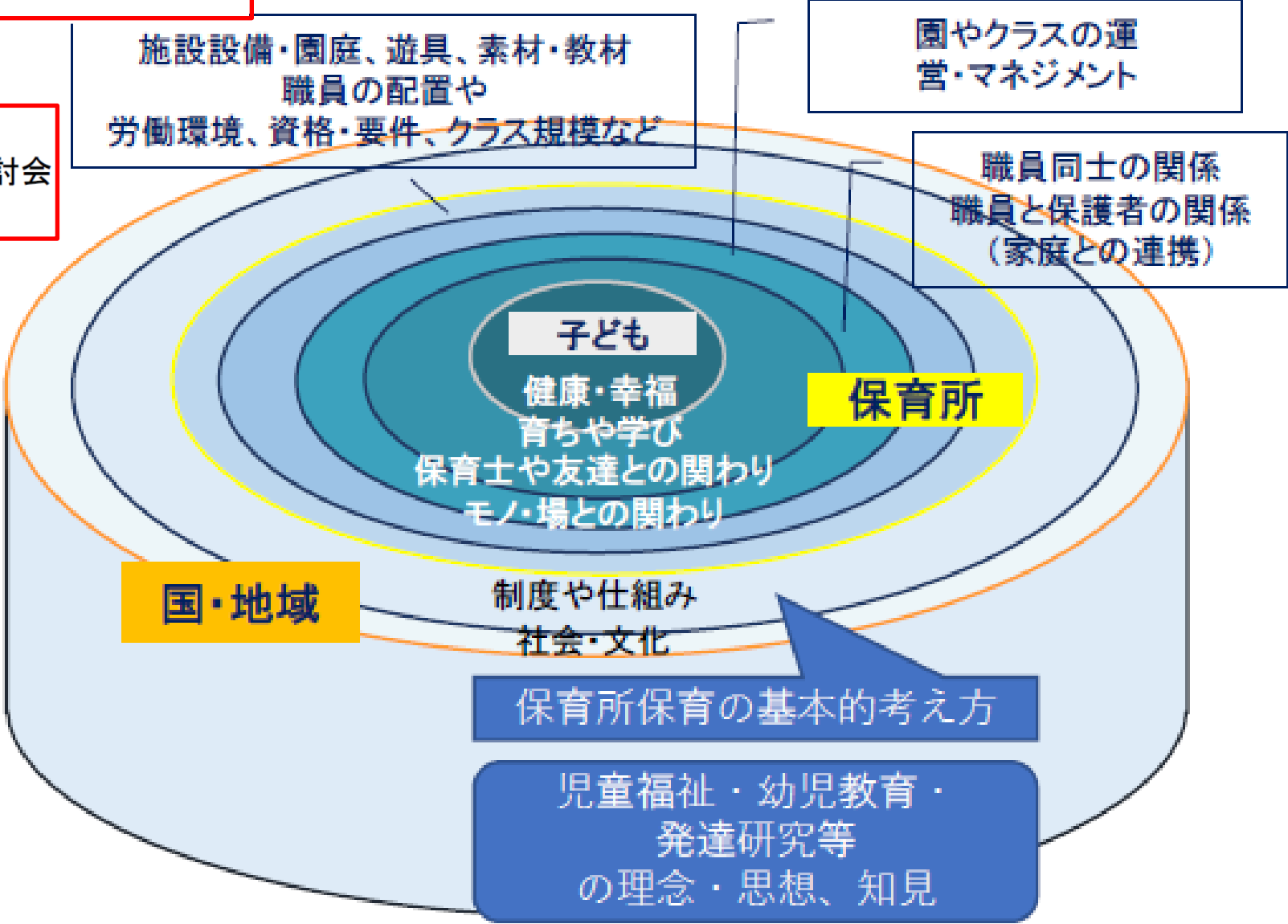
	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第3子が 大学進学	大学進学 以降
卒業後				
大学生				
高校生 以下				

※ □ は扶養する子供



保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等
(総論的事項)に関する研究会
【報告書概要】

2020(令和2)年5月
保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
総論的事項研究チーム



保育所保育の質を捉えるイメージ図

2. 研究会の概要

【各回の主なテーマ及び話題提供者】

*…研究チーム構成員

第1回 2019年11月19日	保育所保育指針改定(訂)をめぐる議論とその背景(1) 西村重稀氏*(仁愛大学名誉教授) 山縣文治氏*(関西大学教授)
第2回 2019年11月28日	保育所保育指針改定(訂)をめぐる議論とその背景(2) 網野武博氏*(現代福祉マインド研究所所長・元東京家政大学教授) 増田まゆみ氏(湘南ケアアンドエデュケーション研究所所長・元東京家政大学教授)
第3回 2019年12月9日	日本における子ども観・幼児教育観の系譜 湯川嘉津美氏(上智大学教授)
第4回 2019年12月18日	乳幼児期の発達と保育 遠藤利彦氏(東京大学教授) 無藤隆氏(白梅学園大学教授)
第5回 2020年1月14日	保育の実践と保育の質の向上に向けた取組－乳児保育に焦点をあてて 阿部和子氏(大妻女子大学名誉教授・大阪総合保育大学特任教授) 宮本里香氏(横浜市こども青少年局保育・教育人材課担当係長) 山本恵理子氏(世田谷区保育担当部保育課教育・保育施設担当(育成支援班)係長)
第6回 2020年1月17日	戦後日本における保育者のライフヒストリー 岩崎美智子氏(東京家政大学教授) 保育の実践と保育の質の向上に向けた取組 上村初美氏(社会福祉法人二葉会砂山こども園副園長) 御園愛子氏(社会福祉法人豊福社会理事長)
第7回 2020年1月30日	保育の実践と保育の質の向上に向けた取組 石田雅一氏(社会福祉法人呉竹会三茶こだま保育園園長) 小島伸也氏(社会福祉法人わかば福祉会理事長) 坂崎隆浩氏(社会福祉法人清隆厚生会理事長)
第8回 2020年1月31日	全体を通じての議論・まとめ

V あらためて、私の園の保育の質向上への対応

努力・工夫等

課題

第5章

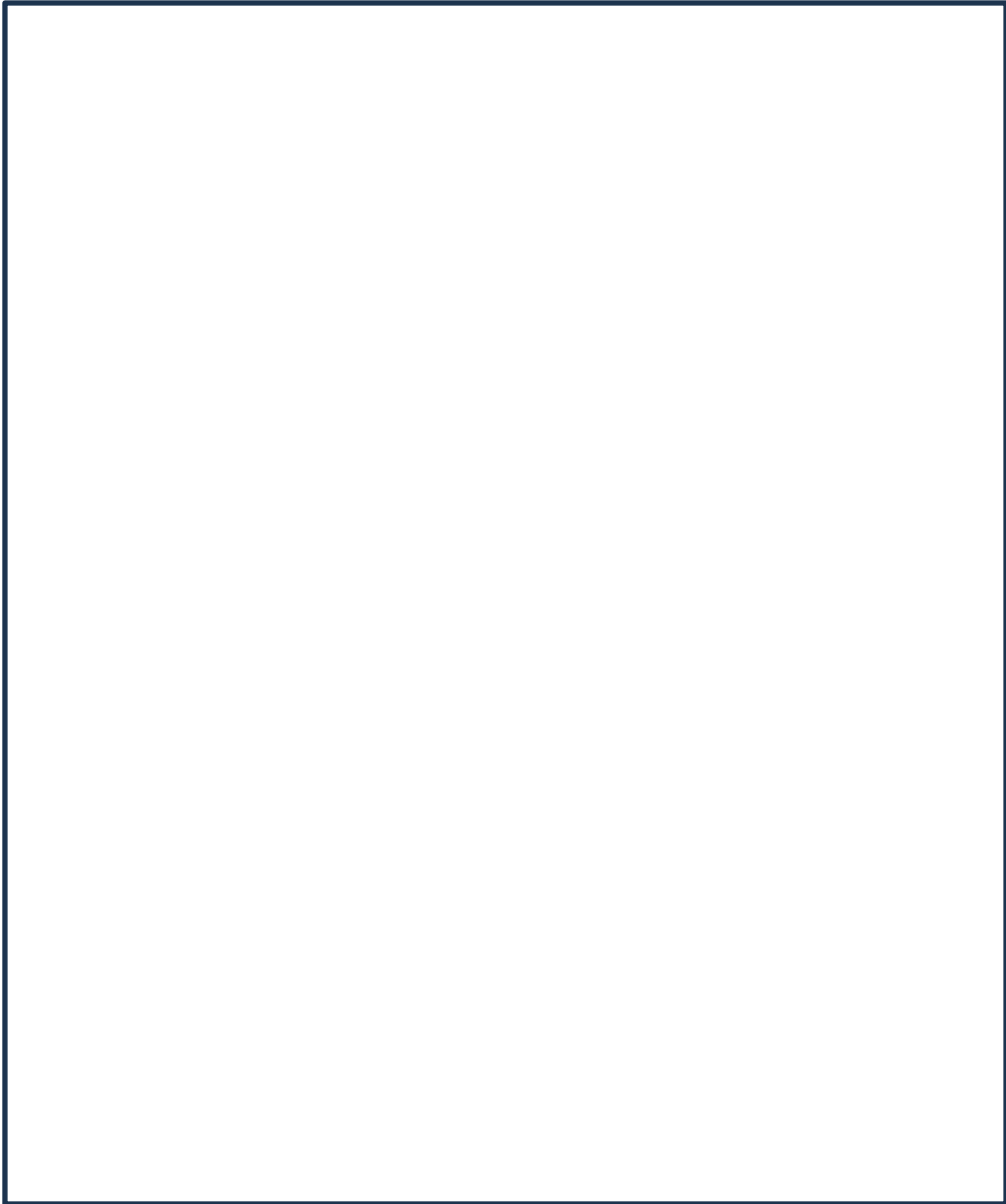
1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

職員がもつべき倫理観の具体的な内容については、職種ごとの関係団体において、それぞれの専門性を踏まえた倫理綱領などが定められている。保育士については、全国保育士会において、「全国保育士会倫理綱領」が定められている。この倫理綱領では、保育士に求められる子ども観やそれを踏まえた保育の基本姿勢及び保育士としての使命と役割を掲げた上で、子どもの最善の利益の尊重、プライバシーの保護、子どもの立場に立って言葉にできない思いやニーズを的確に代弁することなど、保育士の職務における行動の指針が示されている。



2 施設長の責務

(1) 施設長の責務と専門性の向上

さらに、保育の質への影響が大きいことを自覚し、人間性を高めるなど、日頃から自己研鑽^{さん}に努めなくてはならない。保育所保育指針に示される基本原則を踏まえ、保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を根幹とする保育の質の向上を図り、その社会的使命と責任を果たすよう、保育所全体で質の高い保育を行うためのリーダーシップを発揮することが必要である。同時に、チームで行う保育の基礎となる職員一人一人の専門性の向上の機会を提供又は確保することが肝要である。



VI 「私・保育者等の今」をチェックしてみましょう

保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

- 私は,保育者 として...

- 保育者等は

- 園内研修にいかに活かすか



保育所・認定こども園等における

人権擁護のための セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

全国保育士会

4. セルフチェックリスト

(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり

参照すべき条約等

＜子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）＞

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

＜保育所保育指針＞

第1章 総則 4 保育所の社会的責任

(一) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかわり」について、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり あなたの保育では？	チェック欄	より良いかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	☐ していない ☐ している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかわりをしましょう。
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり あなたの保育では？	チェック欄	より良いかわりへのポイント
4	日中	子どもが、友だちをたたき等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉がけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった？すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることが、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを決めている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを潰さずにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	☐ していない ☐ している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに注目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10		自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	☐ していない ☐ している (したことがある)	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

(2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

※日々の自らの保育を振り返り、『「良くない」と考えられるかわり』について、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり あなたの保育では？	チェック欄	より良いかわりへのポイント
1	日中	集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないか」と言葉进行をかける。	☐ していない ☐ している (したことがある)	「〇〇しないなら〇〇できない」と言葉がけは、子どもたちに行動を強要するかわり（脅し）です。子どもたちが自分自身で考え、行動する力を育むことができるよう、肯定的な言葉がけをして子どものやる気を育てていきましょう。
2	昼食時	ごはんをこぼした子どもに対して、床に落としたりものを拾って食べるように促す。また、ほかの子どもが大勢いる前でそのことを指摘する。	☐ していない ☐ している (したことがある)	衛生的でなく、大人は決してしないことを子どもに強要するべきではありません。また、ほかの子どもが大勢いる前での指摘は、「この子はいつもこぼしている」との先入観を子どもたちに持たせることにつながります。子どもたちが互いに尊重する心が育つよう、配慮しましょう。
3	午睡時	なかなか寝つけずにいる子に「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事が出来ないんだよね」と言う。	☐ していない ☐ している (したことがある)	自分の仕事を優先して考えるのではなく、子どもの気持ちやその日の状況に配慮したかわりをしましょう。
4		寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	午睡中に話をすることが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切さを伝え、子どもが納得して行動できるよう言葉がけをしましょう。
5	その他	どなったり、「〇〇しなさい」と言葉や子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもに恐怖心を与えて、保育者の指示に従わせるのではなく、子どもが自ら行動できるような言葉がけを心がけましょう。

(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり 	チェック欄	より良いかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	☐ していない ☐ している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかわりをしましょう。
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり あなたの保育では？	チェック欄	より良いかわりへのポイント
4	日中	子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった？すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることで、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	☐ していない ☐ している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。

8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10		自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	☐ していない ☐ している (したことがある)	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

お日様の光の傾斜を窓の通り、「日長く明るい」と感じられるお日様の「にっこり」。「にっこり」したお日様の光の傾斜を窓の通り「日長く明るい」と感じられるお日様の「にっこり」。

No.	一日の 流れ	「日長く明るい」と 感じられるお日様の 「にっこり」	チェック欄	より良いお日様の ポイント
1	登園時	挨拶をしてきたか否かに かわりなく、毎朝の子ども にだけ「おはよう」と挨拶 がけをする。	☐ していない ☒ している (16/21が8割)	毎朝の子どもだけに挨拶をす るのではなく、どの子どもに対 しても、一人ひとりを意識して交 渉し合おう。また、登園前は 毎朝の挨拶であることも意識し ましよう。
2	出 中	いつまでも抱いている男 の子に、「抱かなくてもいいよ」や、抱き かかっている女の子に「抱かなくてもいいよ」と注意 する。	☐ していない ☒ している (16/21が8割)	抱きかかっていることは、 愛情表現がかわります。一人ひ どりの違いを認め、かわらま しょう。
3	昼食時	少食の子に対して、子ど もの進捗を聞き、おなか が空っぽにしておきながら 配膳する。	☐ していない ☒ している (16/21が8割)	子どもの進捗を聞き、給食 の量は「おなかから進捗に合わせる」 ことは、子どもの思いを察知し たことです。子どもが、「少食と して構わない」と自分の思いを察 知られるようにかわることが 大切です。
4	午睡時	寝かしつける際に、いつ も同じ子どものそばにばかり つく。	☐ していない ☒ している (16/21が8割)	毎朝の子どもばかりを意識に ひき寄せることは、愛情表現が かわります。子ども一人ひとりの 違いを認め、平等に接する ことも大切です。
5	降園時	クラス全員で帰りの挨拶 をしている時に、帰りがか で遅い子どもに、「○○ ちゃんは早くできないのね、 だめな子になっちゃうよ」 と言う。	☐ していない ☒ している (16/21が8割)	子どもの進捗を聞き、帰りの 挨拶は、子ども一人ひとりの 違いを認め、平等に接する ことも大切です。

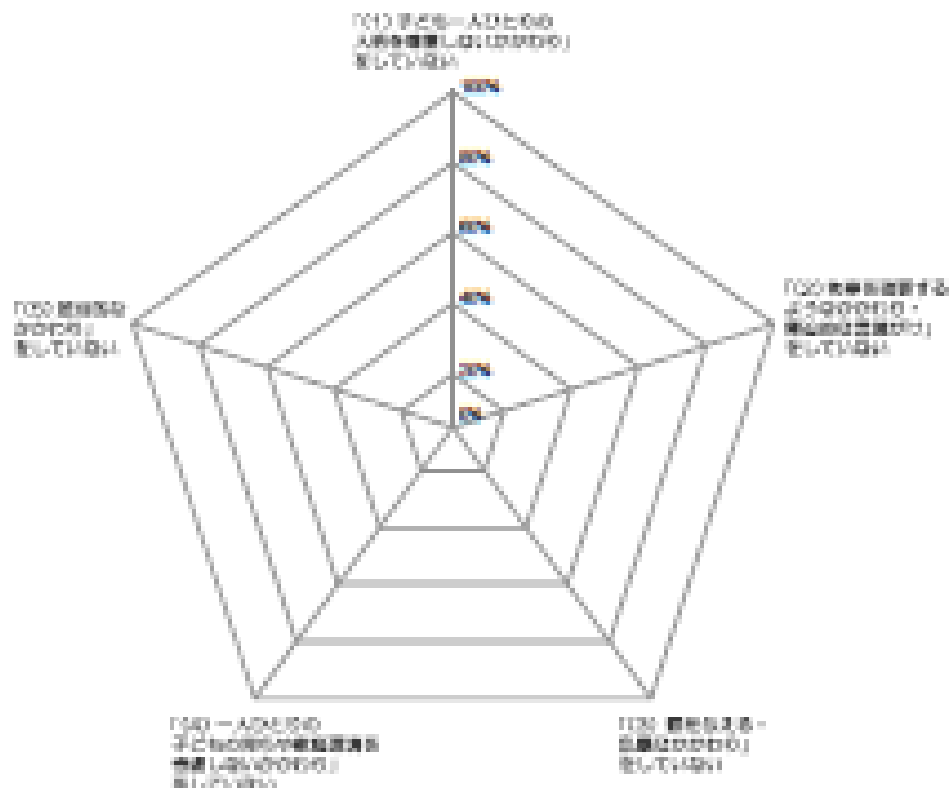
5. チェック結果

【表計算】

	(1) 子ども一人ひとりの 人権を尊重しない(かわり)	(2) 児童を虐待 するようになり、 必要のない児童がけ	(3) 児童を虐待 するようになり、 必要のない児童がけ	(4) 一人ひとりの 子どもの権利や 必要のない児童がけ	(5) 児童を虐待 するようになり、 必要のない児童がけ
「していない」 にチェックした数	0/10割	0/5割	0/5割	0/4割	0/5割
「していない」 にチェックした割合	%	%	%	%	%

【レーダーチャート】

表計算の結果をグラフ化し、「日長く明るい」が確認できています。



ら、振り返りシート

※チェックリストを實施・レーダーチャートを作成して、気づいたことや感じたことを記入してください。

※チェックリストおよびレーダーチャートの結果をふまえ、今後、自らがどのように保育に取り組むことが必要だと考えますか。カテゴリーごとに ① 自らの良い点、② 自らの改善すべき点や目標の2つの観点から記入してください。

【1】【子ども一人ひとりの人権を尊重しないかがわり】について

【2】【特事を強調するようなかがわり・脅迫的な言葉かけ】について

【3】【罰を与える・威嚇なかがわり】について

【4】【一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかがわり】について

【5】【差別的なかがわり】について

埼玉県教育・保育の質を高めるための ふりかえりリスト

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 子どもの最善の利益を尊重する保育 | P1 |
| 2. 近年の子育ち・子育ての実態 | P3 |
| 3. 子どもの主体性を尊重した教育・保育 | P4 |
| 4. 地域と共に（地域ニーズの発掘） | P6 |
| 5. より良い保育環境を整える | P7 |

1. 子どもの最善の利益を尊重する保育

1-（1）子どもの利益を尊重する保育に関して園内で話し合いを行っている

- ☐ ㊦ 日常の保育の中でも、職員同士、常に意識をして話し合いを行っている
- ☐ ㊧ 職員会議や園内研修などの機会に行っている
- ☐ ㊨ 行えていない

1-（5） 何事にも、肯定的な声掛けを意識して保育を行っている

- ☐ ア 普段から積極的に肯定的な声掛けを意識し、実践できている
- ☐ イ 基本的には意識しているが、忙しい時や対応に困った時に否定的な言葉になってしまうことがある
- ☐ ウ 肯定的な声掛けの重要性は理解しているが、具体的にどう伝えたら良いか迷うことがある

1-（10） 保育者間で意見を出し合う機会を作り、悩んだり疑問に思ったときに相談できる体制が整っている

- ☐ ア 率直に意見を出し合える環境がある
- ☐ イ 話し合いの場はあるが、意見を出しにくいことがある
- ☐ ウ 相談する環境が整っていない

2-（3） 保護者が気楽に相談でき、保護者の「困っているサイン」に保育者は気づき、必要に応じてサポートや支援につなげる体制が整っている

- ☐ ア できていると感じる
- ☐ イ ある程度できているが、さらに工夫が必要
- ☐ ウ できていない

3. 子どもの主体性を尊重した教育・保育

【保育者個人】

3-（１）子どもが自ら興味・関心をもつ活動に主体的に取り組む環境を設けている

- ☐ ア子どもが自由に選んだり、主体的に取り組む環境を整えている
- ☐ イできる限り整えているが、まだ改善の余地がある
- ☐ ウ充分に取り組めていないと感じる

3-（７） 研修を積極的に取り入れ自己研鑽に努めている

- ☐ ア定期的に研修に参加し、学びを深めている
- ☐ イできるだけ研修に参加しようと心がけている
- ☐ ウ研修の機会が少なく、参加できていない

4. 地域と共に（地域ニーズの発掘）

【地域（資源・専門機関）との連携】

4-（１） 園が関係機関と連携をとる体制が整っている

- ☐ ア地域の機関と定期的に連携を取っている
- ☐ イ必要に応じて連携を行っている
- ☐ ウ連携を取れていない

5. より良い保育環境を整える

【インクルーシブ保育への取り組み】

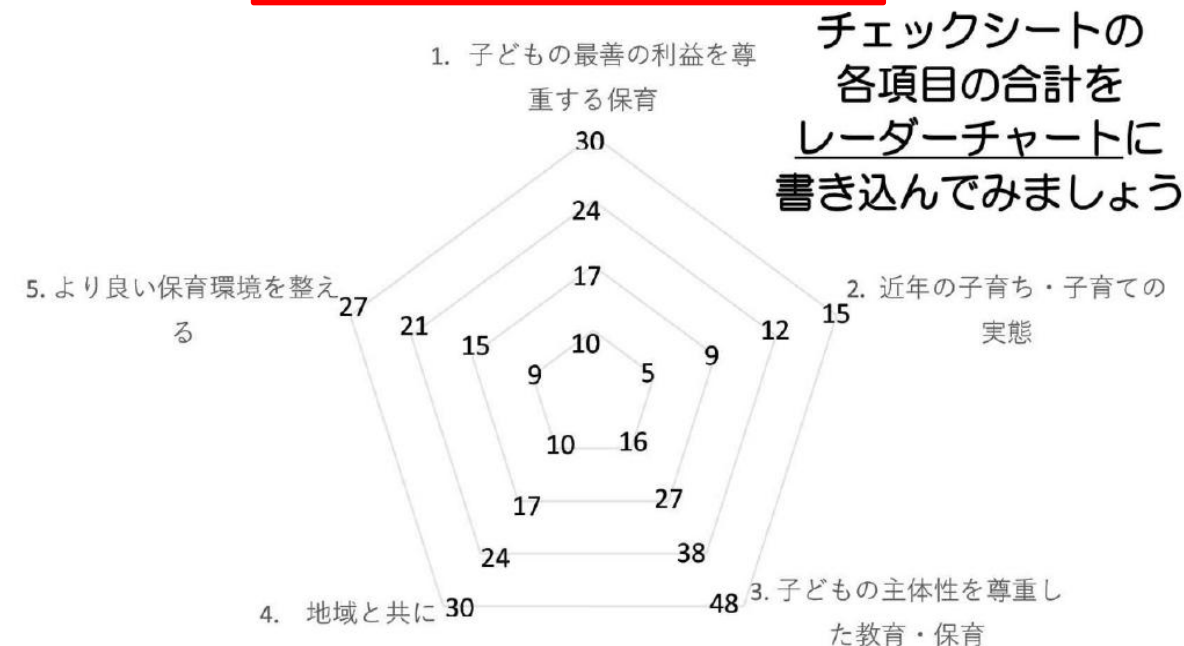
5-（１） インクルーシブ保育を行う環境が整っている

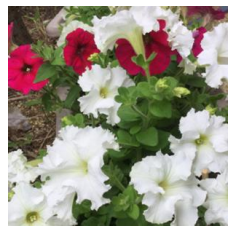
- ☐ ア必要な環境を整えている
- ☐ イある程度はできているが、まだ課題がある
- ☐ ウほとんど対応できていない

5-（９） 他の保育施設間での公開保育等、交流し学び合える体制が整っている

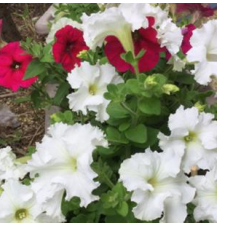
- ☐ ア積極的に交流を行っている
- ☐ イ機会を増やしたいと思っているが、まだ少ない
- ☐ ウほとんど交流の機会がない

ふりかえりリスト チェックシート レーダーチャート





私の園～一人ひとりを活かす組織・・・

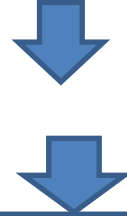


保育所、認定こども園等での生活の基本



協働する保育

質の高い保育(教育)



保護者と子育ての喜びを共有
地域の子育て支援
子どもの最善の利益

○保育にかかわる者の資質・

・



VII 研修での学び・今後にどのように活かすか





センス・オブ・ワンダー

レイチェル・カーソン

子どもにとっても、親にとっても、『知る』ことは『感じる』ことの半分も重要ではない

美しいものを美しいと感じる感覚、新しいものや未知のものにふれたときの感激、思いやり、・・・愛情などのさまざまな形の感情がひとたびよびさまされると、・・・もっとよく知りたいと思うようになります。子どもとともに、自然にふれ、生命の輝きを感じ、その生命を尊重しあう人として育て、育ち合うことを大切に

おわりに

